

平成 27 年度新制度施行に向けて市が行うべき準備事務について

(平成 26 年 6 月：国が示したもの)

※幼稚園・保育所課題等検討部会に係るものを抜粋

《事業計画関係》

- ◎集計した「量の見込み」について、補正の必要性などを検討し、「量の見込み」をある程度確定させる。「量の見込み」の補正を行う場合、潜在的な利用ニーズについても考慮するなど「量の見込み」の算出の基本的な考え方を踏まえたものとするとともに、その補正根拠などについて地方版子ども子育て会議等での議論を経るなど透明性を確保して行う。(～26 年 9 月)
 - ◎ある程度「量の見込み」を確定した上で、それに対する提供体制の「確保方策」について、地方版子ども子育て会議等で議論を行い検討する。(～26 年 9 月)
 - ◎「量の見込み」「確保方策」「教育・保育の一体的提供及び提供体制の確保の内容」以外の記載事項の検討を行う。(～26 年 9 月)
- ※事業計画策定にあたっては、障がい福祉計画との整合性に留意する。

《各種基準関係等》

- ◎地域型保育事業認可基準について条例制定（9 月議会）
 - ※地域型保育事業の認可基準については、現時点で事業の実施を想定していない場合であっても、将来事業者の参入があった場合に備え、必ず条例化をしておく必要がある。
- ◎施設、地域型保育事業の運営基準（確認制度）について条例制定
(9 月議会)

《利用者負担関係》

- ◎利用者負担額について、必要に応じ地方版子ども子育て会議等に説明する。
- ◎平成 27 年度予算での国の定める公定価格等を踏まえ、利用者負担額を確定（条例等の制定）する。(H27 年 3 月)